

2020 年度休眠預金等交付金活用推進基本計画の一部改正について

令和 2 年 5 月 21 日
内閣総理大臣決定
一 部 改 正

2020 年度休眠預金等交付金活用推進基本計画（令和 2 年 2 月 18 日内閣総理大臣決定）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p data-bbox="622 727 685 759">[略]</p> <p data-bbox="636 826 672 858">記</p> <p data-bbox="199 922 1108 1342">指定活用団体においては、法第 16 条に規定する休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本理念、「休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本方針」（平成 30 年 3 月 30 日内閣総理大臣決定。以下「基本方針」という。）に則り、2019 年度事業計画に基づき採択した事業の着実な実行を進めるとともに、本基本計画に則して速やかに 2020 年度事業計画及び 2020 年度収支予算の<u>変更案</u>を策定し、内閣総理大臣に認可申請を行うこととし、事業年度終了時には法第 26 条第 4 項に従い事業報告を適切に行うものとする。</p> <p data-bbox="203 1406 1104 1481">1. 休眠預金等交付金の額の見通しについて（法第 19 条第 2 項第 1 号）</p>	<p data-bbox="1541 727 1603 759">[同左]</p> <p data-bbox="1576 826 1612 858">記</p> <p data-bbox="1137 922 2047 1342">指定活用団体においては、法第 16 条に規定する休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本理念、「休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本方針」（平成 30 年 3 月 30 日内閣総理大臣決定。以下「基本方針」という。）に則り、2019 年度事業計画に基づき採択した事業の着実な実行を進めるとともに、本基本計画に則して速やかに 2020 年度事業計画及び 2020 年度収支予算の<u>案</u>を策定し、内閣総理大臣に認可申請を行うこととし、事業年度終了時には法第 26 条第 4 項に従い事業報告を適切に行うものとする。</p> <p data-bbox="1142 1406 2033 1481">1. 休眠預金等交付金の額の見通しについて（法第 19 条第 2 項第 1 号）</p>

2020年度は、休眠預金等交付金に係る資金（以下「休眠預金等に係る資金」という。）の活用に係る制度（以下「制度」という。）に基づく休眠預金等交付金の交付を開始して2か年目となる。基本方針において、「指定活用団体や資金分配団体自身も試行錯誤しながら本制度を開始せざるを得ないことを踏まえれば、制度開始時においては、社会の諸課題の解決に結びつく具体的事例の創出を優先させ、民間公益活動の進捗状況に応じて、段階的に規模を拡大させることが適当である」としていることに沿って、2020年度においても引き続き、制度運用の基礎的な仕組みをしっかりと構築することが重要である。このため、2020年度採択事業の助成総額の目安は引き続き、2019年度採択事業の助成総額を下回らない規模かつ40億円以下とする。

また、新型コロナウイルスの感染拡大により経済・社会への影響が広がる中、本制度が対象とする活動分野においても支援のニーズが増大していることを踏まえ、新型コロナウイルス対応緊急支援のために以下の措置を講ずる。すなわち、2019年度採択事業のうち希望する事業に対し2020年度の活動拡充のための増額を講ずる。また、前述の2020年度採択事業の助成総額とは別途、2020年度緊急支援枠を新たに創設する。これら新型コロナウイルス対応緊急支援のための助成総額の目安を50億円程度とする。

2020年度休眠預金等交付金の額は、2020年度及び過年度採択事業への助成額のうち2020年度に必要となる額に2020年度の民間公益活動促進業務に必要な経費¹を加えたものとし、新型コロナウイルス対応緊急支援に要する助成額及び当該助成に関する民間公益活動促進業務に必要な経費を含む額とする。

2020年度は、休眠預金等交付金に係る資金（以下「休眠預金等に係る資金」という。）の活用に係る制度（以下「制度」という。）に基づく休眠預金等交付金の交付を開始して2か年目となる。基本方針において、「指定活用団体や資金分配団体自身も試行錯誤しながら本制度を開始せざるを得ないことを踏まえれば、制度開始時においては、社会の諸課題の解決に結びつく具体的事例の創出を優先させ、民間公益活動の進捗状況に応じて、段階的に規模を拡大させることが適当である」としていることに沿って、2020年度においても引き続き、制度運用の基礎的な仕組みをしっかりと構築することが重要である。このため、2020年度採択事業の助成総額の目安は、2019年度採択事業の助成総額を下回らない規模かつ40億円以下とする。

2020年度休眠預金等交付金の額は、2020年度及び過年度採択事業への助成額のうち2020年度に必要となる額に2020年度の民間公益活動促進業務に必要な経費¹を加えたものとする。

2. 休眠預金等交付金に係る資金の活用の目標について（法第19条第2項第1号）

基本方針「第1 2. 休眠預金等に係る資金の活用の目標」において定めた、休眠預金等に係る資金の活用対象事業による社会の諸課題の解決及び社会の諸課題の解決のための自律的かつ持続的な仕組みの構築を図るために必要な制度運用の基盤を整えるとともに、社会の諸課題の解決に結びつく具体的事例の創出を目指すこととする。また、新型コロナウイルスの感染拡大により本制度が対象とする活動分野においても支援のニーズが増大していることを踏まえ、本制度の枠組みのもとで、最大限、迅速かつ効果的に対応する。

3. 民間公益活動促進業務について（法第19条第2項第2号）

[略]

なお、指定活用団体は、2020年度事業計画に基づく助成等関係業務を本年秋には開始できるよう取組を進め、また、各主体が十分に準備できるよう、スケジュールを事前に明らかにした上で進めることとする。新型コロナウイルス対応のための2020年度緊急支援枠については、今後の支援ニーズの変化に対応するため資金分配団体の公募を複数回実施することや、公募や審査期間を短縮することなど、緊急性や迅速性を十分勘案して進めることとする。

[略]

4. 資金分配団体及び民間公益活動を行う団体の選定に係る基準及び手続について（法第19条第2項第3号）

2. 休眠預金等交付金に係る資金の活用の目標について（法第19条第2項第1号）

基本方針「第1 2. 休眠預金等に係る資金の活用の目標」において定めた、休眠預金等に係る資金の活用対象事業による社会の諸課題の解決及び社会の諸課題の解決のための自律的かつ持続的な仕組みの構築を図るために必要な制度運用の基盤を整えるとともに、社会の諸課題の解決に結びつく具体的事例の創出を目指すこととする。

3. 民間公益活動促進業務について（法第19条第2項第2号）

[同左]

なお、指定活用団体は、2020年度事業計画に基づく助成等関係業務を本年秋には開始できるよう取組を進め、また、各主体が十分に準備できるよう、スケジュールを事前に明らかにした上で進めることとする。

[同左]

4. 資金分配団体及び民間公益活動を行う団体の選定に係る基準及び手続について（法第19条第2項第3号）

[略]

特に、基本方針「第3 1(1)①b)資金分配団体の選定」に掲げるように、「休眠預金等に係る資金に依存した団体を生まないための仕組み」について、検討を進める。

なお、新型コロナウイルス対応のための2020年度緊急支援枠については、基準及び手続等について、一定の緩和策を検討する。

5. 成果に係る評価の基準及び公表について（法第19条第2項第4号）

指定活用団体は、基本方針「第6 休眠預金等に係る資金の活用の成果に係る評価の実施に関する事項」に則し定めた評価指針⁴に基づき、資金分配団体及び実行団体において成果評価が適切に実施されるよう対応する。その際、指定活用団体は、第三者評価及び外部評価の対象とするものについての費用負担の在り方等について明確化する。

新型コロナウイルス対応のための2020年度緊急支援枠についても成果評価を求めることとする。その際、中間評価は実施しないなど、一定の緩和策を検討する。

[略]

[同左]

特に、基本方針「第3 1(1)①b)資金分配団体の選定」に掲げるように、「休眠預金等に係る資金に依存した団体を生まないための仕組み」について、検討を進める。

5. 成果に係る評価の基準及び公表について（法第19条第2項第4号）

指定活用団体は、基本方針「第6 休眠預金等に係る資金の活用の成果に係る評価の実施に関する事項」に則し定めた評価指針⁴に基づき、資金分配団体及び実行団体において成果評価が適切に実施されるよう対応する。その際、指定活用団体は、第三者評価及び外部評価の対象とするものについての費用負担の在り方等について明確化する。

[同左]

備考 表中の [] の記載は注記である。

附 則

この決定は、令和2年5月21日から施行する。